

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成30年9月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 マックスバリュ八日市店 東近江市岡田118番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 マックスバリュ中部株式会社 愛知県名古屋市中区錦一丁目18番22号 代表取締役 鈴木芳知
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
マックスバリュ中部株式会社 24時間
株式会社ユタカファーマシー 9時から22時まで
 - (2) 変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
マックスバリュ中部株式会社 24時間
株式会社ユタカファーマシー 9時から23時まで
- 4 変更年月日 平成30年9月15日
- 5 変更の理由 利便性向上のため
- 6 届出年月日 平成30年8月20日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
東近江市商工観光部商工政策課 東近江市八日市緑町10番5号
 - (2) 縦覧期間 平成30年9月14日から平成31年1月15日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成31年1月15日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号